

教科用図書検定規則の一部を改正する省令案（概要）

1 改正の趣旨

「教科書検定制度の改善について（報告）」（令和2年12月2日 教科用図書検定調査審議会）における「1. 教科書検定手続の改善方策について」の提言内容を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策や、申請図書等に関する不適切な情報管理等があった場合の対応等の観点から、教科書検定手続きの改善を図るため、教科用図書検定規則について所要の改正を行うこととする。

2 改正の概要

（1）検定審査料の納付に係る規定の整備

- 新型コロナウイルス感染症等の感染予防の徹底及び行政手続の簡素化の観点から、検定審査料の納付の方法及び期日等について、必要な規定の整備を行う。

（2）検定を経た図書に記載されているウェブサイトのアドレスにより参照させる内容の変更に伴う手続に係る規定の整備

- 検定を経た図書について、当該図書中に記載されているウェブサイトのアドレス（二次元コードその他これに代わるものを含む。）によって参照させる内容を変更する際の手続きとして、発行者による文部科学大臣に対する報告について必要な規定の整備を行う。

（3）申請図書等に関する不適切な情報管理等があった場合の措置に係る規定の整備

- 現行の教科用図書検定規則第7条第2項において、図書の検定、採択又は発行に関して文部科学大臣が別に定める不公正な行為が認められた場合に、検定審査不合格の決定を行うことが規定されている。
- これと同様に、申請図書その他の検定審査に関する資料及び審査内容等について文部科学大臣が別に定めるところにより適切に管理を行わなければならないこととし、これに違反する行為その他の検定審査に重大な影響を及ぼす行為として文部科学大臣が別に定める行為（以下「特定行為」という。）※が認められた場合に、検定審査不合格の決定を行うために必要な規定の整備を行う。
- また、上記の検定審査不合格の決定が、どの検定審査における申請図書に対して行われるのかについて明確になるよう規定の整備を行う。

※教科用図書検定規則実施細則において、文部科学省が検定結果を公表する前に申請図書等の内容を公にすることなどにより、検定審査に重大な影響を及ぼす行為を定める予定。

（4）不合格図書の再申請に係る規定の整備

- 現在、不合格となった図書の再申請の回数については上限がないが、申請図書の質の向上を促す観点から、上限を2回までとする旨を規定する。
- 特定行為が認められたことにより検定審査不合格となった場合の再申請について必要な規定の整備を行う。

3 今後の予定

公布日：令和3年1月下旬（予定）

施行日：令和3年2月1日（予定）